

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）による「道路法」の一部改正により、これまで「道路構造令」で全国一律に定められていた道路の構造の一般的技術的基準を条例で定めることとされたことに伴い、当該基準を「芦屋市道路の構造の技術的基準を定める条例」に規定するもの。

2 政令の基準と条例で定める基準の比較

政令において条例で定めるとされた次の基準について、条例で定める。

なお、定める内容は、政令で示された基準を参酌し、同内容とする。

政令	条例	内容
第5条	第4条	車線等
第6条	第5条	車線の分離等
第7条	第6条	副道
第8条	第7条	路肩
第9条	第8条	停車帯
第9条の2		軌道敷
第10条	第9条	自転車道
第10条の2	第10条	自転車歩行者道
第11条	第11条	歩道
第11条の2	第12条	歩行者の滞留に用に供する部分
第11条の3		積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員
第11条の4	第13条	植樹帯
第13条	第14条	設計速度
第14条	第15条	車道の屈曲部
第15条	第16条	曲線半径
第16条	第17条	曲線部の片勾配
第17条	第18条	曲線部の車線等の拡幅
第18条	第19条	緩和区間
第19条	第20条	視距等
第20条	第21条	縦断勾配
第21条	第22条	登坂車線
第22条	第23条	縦断曲線
第23条	第24条	舗装
第24条	第25条	横断勾配
第25条	第26条	合成勾配
第26条	第27条	排水施設

第27条	第28条	平面交差又は接続
第28条	第29条	立体交差
第29条	第30条	鉄道等との平面交差
第30条	第31条	待避所
第31条	第32条	交通安全施設
第31条の2	第33条	凸部，狭窄部等
第31条の3	第34条	乗合自動車の停留所等に設ける交通島
第32条	第35条	自動車駐車場等
第33条	第36条	防雪施設その他の防護施設（防雪施設に係る部分を除く。）
第34条	第37条	トンネル
第35条第1項	第38条	橋，高架の道路等
第36条	第39条	附帯工事等の特例
第37条	第40条	区分が変更される道路の特例
第38条	第41条	小区間改築の場合の特例
第39条	第42条	自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路
第40条	第43条	歩行者専用道路

* 政令：道路構造令（参酌基準）

3 基準設定の考え方

道路を新設し，又は改築する場合における道路の構造の一般的な技術的基準について，道路の多様な役割と機能に十分に配慮した道路計画や設計を行うことを目的として，政令で定められている基準を参酌し，検討した結果，本市において現存しない路面電車の軌道敷の幅員の基準並びに本市に存しない積雪地域に存する道路の幅員の基準及び防雪施設については，条例で規定しないこととするが，その他の構造に関する基準については，参酌基準を本市の基準とすることが妥当であると判断したため，同内容の基準を条例において定めるものとする。

4 規則で定める内容

芦屋市道路の構造の技術的基準を定める条例（案）	芦屋市道路の構造の技術的基準を定める条例施行規則（案）
	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 疲労破壊輪数 舗装道において，舗装路面に49キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に，舗装にひび割れが生じるまでに要する回数で，舗装を構成する層の数並びに各層の厚さ</p>

	<p>及び材質（以下「舗装構成」という。）が同一である区間ごとに定められるものをいう。</p> <p>(2) 塑性変形輪数 舗装道において、舗装の表層の温度を 60 度とし、舗装路面に 49 キロニュートンの輪荷重を繰り返し加えた場合に、当該舗装路面が下方に 1 ミリメートル変位するまでに要する回数で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。</p> <p>(3) 平坦性 舗装道の車道（2 以上の車線を有する道路にあっては、各車線。以下この号において同じ。）において、車道の中心線から 1 メートル離れた地点を結ぶ、中心線に並行する 2 本の線のいずれか一方の線（条例第 33 条の規定に基づき凸部が設置された路面上の区間に係るものを除く。）上に延長 1.5 メートルにつき 1 箇所以上の割合で選定された任意の地点について、舗装路面と想定平坦舗装路面（路面を平坦となるよう補正した場合に想定される舗装路面をいう。）との高低差を測定することにより得られる、当該高低差のその平均値に対する標準偏差で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。</p> <p>(4) 浸透水量 舗装道において、直径 15 センチメートルの円形の舗装路面の路面下に 15 秒間に浸透する水の量で、舗装の表層の厚さ及び材質が同一である区間ごとに定められるものをいう。</p> <p>(5) 舗装計画交通量 舗装の設計の基礎とするために、道路の計画交通量及び 2 以上の車線を有する道路にあっては各車線の大型の自動車の交通の分布状況を勘案して定める大型の自動車の 1 車線当たりの日交通量をいう。</p>
<p>(車線等)</p> <p>第 4 条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第 3 種第 5 級又は第 4 種第 4 級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～5 （省略）</p>	<p>(車線により構成されない車道の部分)</p> <p>第 3 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 交差点</p> <p>(2) 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分</p> <p>(3) 乗合自動車停車所及び非常駐車帯</p> <p>(4) 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登板車線のすりつけ区間</p> <p>(5) 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間</p>
<p>(舗装)</p> <p>第 24 条（省略）</p> <p>2 車道及び側帯の舗装</p>	<p>(舗装)</p> <p>第 4 条 条例第 24 条第 2 項の規則で定める基準は、次条から第 7 条までに定めるところによるものと</p>

は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を49キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして「規則」で定める基準に適合するものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

する。

- 2 車道及び側帯の舗装は、自動車の安全かつ円滑な交通を確保するため、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造とする必要がある場合においては、前項に定める構造とするほか、第8条に定める基準に適合する構造とするものとする。

(疲労破壊輪数)

- 第5条 疲労破壊輪数は、舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

舗装計画交通量（単位 1日につき台）	疲労破壊輪数（単位 10年につき回）
3,000 以上	35,000,000
1,000 以上 3,000 未満	7,000,000
250 以上 1,000 未満	1,000,000
100 以上 250 未満	150,000
100 未満	30,000

- 2 前項の疲労破壊輪数の測定は、現地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と舗装構成が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、現地に行う測定に代えることができる。

- 3 当該舗装道の区間と舗装構成が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。

(塑性変形輪数)

- 第6条 塑性変形輪数は、道路の区分及び舗装計画交通量に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。

区 分	舗装計画交通量（単位 1 日につき台）	塑性変形輪数 （単位 1ミ リメートルに つき回）
第3種第2級 及び第4種第 1級	3,000 以上	3,000
	3,000 未満	1,500
その他		500

- 2 前項の塑性変形輪数の測定は、現地に行うものとする。ただし、当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である舗装の供試体を作成した場合には、当該供試体について測定することをもって、現地に行う測定に代えることができる。

- 3 当該舗装道の区間の舗装と表層の厚さ及び材質が同一である他の舗装道の区間の舗装が第1項の基準

	<p>に適合することが明らかである場合は、当該舗装道の区間の舗装についても同項の基準に適合するものとみなす。</p> <p>(平たん性)</p> <p>第 7 条 平たん性は、2.4 ミリメートル以下とするものとする。</p> <p>2 前項の平たん性の測定は、実地に行うものとする。</p> <p>(浸透水量)</p> <p>第 8 条 浸透水量は、道路の区分に応じ、次の表の右欄に掲げる値以上とするものとする。</p> <table border="1" data-bbox="699 645 1401 855"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>浸透水量 (単位 15 秒につきミリリットル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 3 種第 2 級及び 第 4 種第 1 級</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の浸透水量の測定は、実地に行うものとする。</p>	区分	浸透水量 (単位 15 秒につきミリリットル)	第 3 種第 2 級及び 第 4 種第 1 級	1,000	その他	300
区分	浸透水量 (単位 15 秒につきミリリットル)						
第 3 種第 2 級及び 第 4 種第 1 級	1,000						
その他	300						
<p>(交通安全施設)</p> <p>第 32 条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。</p>	<p>(交通安全施設)</p> <p>第 9 条 条例第 32 条の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 駒止^{こまどめ}</p> <p>(2) 道路標識</p> <p>(3) 道路情報管理施設 (緊急連絡施設を除く。)</p> <p>(4) 他の車両又は歩行者を確認するための鏡</p>						